

エネルギー管理員の講習に関する規則の一部を改正する省令  
 エネルギー管理員の講習に関する規則（平成十一年三月三十一日通商産業省令第四十八号）

新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行				
<p>（定義）</p> <p>第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p>		<p>（定義）</p> <p>第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p>				
<p>（講習の課目等）</p> <p>第二条 法第十三条第一項第一号（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の講習（以下「新規講習」という。）は、毎年度上期（四月一日から九月三十日まで）及び下期（十月一日から翌年三月三十一日まで）ごとに少なくとも一回、次に掲げる課目について行うものとする。</p> <p>一 エネルギー総合管理に関する基礎知識及び法規</p> <p>二 エネルギー管理の手法</p> <p>三 エネルギー管理の実務</p>		<p>（区分）</p> <p>第二条 講習の区分は、次のとおりとする。</p> <p>一 熱管理講習（燃料等の使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習をいう。以下同じ。）</p> <p>二 電気管理講習（電気の使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習をいう。以下同じ。）</p> <p>（講習の課目等）</p> <p>第三条 法第十条の二第一項第一号（法第十二条の三第一項において準用する場合を含む。）の講習（以下「新規講習」という。）は、毎年度上期（四月一日から九月三十日まで）及び下期（十月一日から翌年三月三十一日まで）ごとに少なくとも一回、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる課目について行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区 分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">課 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">熱管理講習</td> <td style="text-align: center;">エネルギー管理に関する基礎知識及</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	課 目	熱管理講習	エネルギー管理に関する基礎知識及
区 分	課 目					
熱管理講習	エネルギー管理に関する基礎知識及					

2 前項の講習を実施する期日、場所その他講習の実施に關し必要な事項は、あらかじめ、官報に公示する。

第三条 法第十三条第二項（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の講習（以下「資質向上講習」という。）は、毎年度少なくとも一回、エネルギー管理員の資質の向上を図るための事項に關し、次に掲げる課目について行うものとする。

一 エネルギー総合管理及び法規  
 二 エネルギー管理の手法  
 三 エネルギー管理の実務

2 前項の講習を実施する期日、場所その他講習の実施に關し必要な事項は、あらかじめ、官報に公示する。

第四条 法第十条の二第二項（法第十二条の三第一項において準用する場合を含む。）の講習（以下「資質向上講習」という。）は、毎年度少なくとも一回、エネルギー管理員の資質の向上を図るための事項に關し、次の表の上欄に掲げるエネルギー管理員に選任された者に対して、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる課目について行うものとする。

電気管理講習	び法規 熱管理の手法 熱管理の実務
エネルギー管理に關する基礎知識及び法規 電気管理の手法 電気管理の実務	

エネルギー管理員	区分	課目
第一種熱管理指定工場 及び第二種熱管理指定 工場のエネルギー管理 員	熱管理講習	熱管理概論及び法規 熱管理の手法 熱管理の実務
第一種電気管理指定工	電気管理講	電気管理概論及び法規

2 前項の講習を実施する期日、場所その他講習の実施に關し必要な事項は、あらかじめ、官報に公示する。

(指定講習機關の指定の申請)

第四条 法第十三条第一項第一号(法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による指定を受けようとする者は、様式第一の指定講習機關指定申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 三 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 役員の氏名及び略歴を記載した書類

五 新規講習及び資質向上講習(以下「講習」という。)の業務の実施に關する計画

六 講習の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要

場及び第二種電気管理 指定工場のエネルギー 管理員	習	電気管理の手法 電気管理の実務
---------------------------------	---	--------------------

2 前項の講習を実施する期日、場所その他講習の実施に關し必要な事項は、あらかじめ、官報に公示する。

(指定講習機關の指定の申請)

第五条 法第十条の二第一項第一号(法第十二条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による指定を受けようとする者は、様式第一の指定講習機關指定申請書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 三 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 次の事項を記載した書類
  - イ 役員の氏名及び略歴並びに社団法人にあつては社員の氏名又は名称
  - ロ 講習の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
  - ハ 講習の業務の実施の方法に關する計画
  - ニ 講習の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要

(指定講習機関の名称等の変更の届出)

第五条 指定講習機関は、その名称若しくは住所又は講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、様式第二の指定講習機関名称等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 指定講習機関は、講習の業務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、様式第三の事務所新設(廃止)届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(講習業務規程の認可の申請)

第六条 指定講習機関は、法第三十六条第二項において準用する法第二十四条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第四の講習業務規程設定認可申請書に当該認可に係る講習業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(講習業務規程の変更の認可の申請)

第七条 指定講習機関は、法第三十六条第二項において準用する法第二十四条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第五の講習業務規程変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(指定講習機関の名称等の変更の届出)

第六条 指定講習機関は、その名称若しくは住所又は講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、様式第二の指定講習機関名称等変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

2 指定講習機関は、講習の業務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、様式第三の事務所新設(廃止)届出書に新設又は廃止の理由を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

(講習業務規程の認可の申請)

第七条 指定講習機関は、法第十二条の二十一第二項において準用する法第十二条の九第一項前段の規定を受けようとするときは、様式第四の講習業務規程設定認可申請書に当該認可に係る講習業務規程を添えて申請しなければならない。

(講習業務規程の記載事項)

第八条 法第十二条の二十一第二項において準用する法第十二条の九第二項の講習業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 講習の実施の方法に関する事項
- 二 受講料の額及びその収納の方法に関する事項
- 三 講習修了証の交付に関する事項
- 四 講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 五 講師の要件に関する事項

(講習業務規程の記載事項)

第八条 法第三十六条第二項において準用する法第二十四条第二項の講習業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 講習の実施の方法に関する事項
- 二 受講料の額及びその収納の方法に関する事項
- 三 講習修了証の交付に関する事項
- 四 講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 五 講師の要件に関する事項
- 六 その他講習の業務の実施に関し必要な事項

(報告)

第九条 指定講習機関は、講習を実施したときは、遅滞なく、様式第六の新規講習(資質向上講習)結果報告書に、当該講習の課程を修了した者(以下「講習修了者」という。)の氏名、生年月日、住所及び新規講習の講習修了者に付与した番号であつて講習修了証に記載したもの(以下「講習修了番号」という。)(を記載した講習修了者一覽を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(帳簿)

第十条 法第三十六条第二項において準用する法第三十三条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 講習の別
- 二 講習の実施年月日
- 三 講習修了者の氏名

六 その他講習の業務の実施に関し必要な事項

(講習業務規程の変更の認可の申請)

第九条 指定講習機関は、法第十二条の二十一第二項において準用する法第十二条の九第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、様式第五の講習業務規程変更認可申請書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

(報告)

第十条 指定講習機関は、講習を実施したときは、遅滞なく、様式第六の新規講習(資質向上講習)結果報告書に、講習の区分ごとに、当該講習の課程を修了した者(以下「講習修了者」という。)(について氏名、生年月日、住所及び新規講習の講習修了者に付与した番号であつて講習修了証に記載したもの(以下「講習修了番号」という。)(を記載した講習修了者一覽を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

(帳簿の記載事項)

第十一条 法第十二条の二十一第二項において準用する法第十二条の十八第一項に規定する帳簿に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 講習の実施年月日
- 二 講習修了者の氏名

- 四 講習修了者の生年月日
- 五 講習修了者の住所
- 六 講習修了者の講習修了番号

2 指定講習機関は、法第三十六条第二項において準用する法第三十三条第二項の規定により帳簿を保存するときは、講習の業務を廃止するまで保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第十一条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第三十六条第二項において準用する法第三十三条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(講習の業務の休廃止の届出等)

第十二条 指定講習機関は、法第三十七条の規定による届出をし

- 三 講習修了者の生年月日
- 四 講習修了者の住所
- 五 講習修了者の講習修了番号
- 六 講習の区分
- 七 新規講習及び資質向上講習の別

(電磁的方法による保存)

第十二条 前条各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第十二条の二十一第二項において準用する法第十二条の十八第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(帳簿の保存)

第十三条 法第十二条の二十一第二項において準用する法第十二条の十八第二項の経済産業省令で定める帳簿の保存は、講習の業務を廃止するまでとする。

(講習の業務の休廃止の届出等)

第十四条 指定講習機関は、法第十二条の二十二の規定による届

ようとするときは、様式第七の講習業務休止（廃止）届出書に、休止し、又は廃止した講習の業務に係る帳簿の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第三十七条の経済産業省令で定める期間は、十五日とする。

（公示）

第十三条 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

<p>法第十三条第一項第一号（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の指定をしたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 指定講習機関の名称及び住所</li> <li>二 行うことのできる講習の業務の範囲</li> <li>三 講習の業務を行う事務所の名称及び所在地</li> <li>四 指定をした年月日</li> </ul>
<p>法第三十六条第二項において準用する法第三十二条の規定により指定を取り消したとき、又は同条第二項の規定により講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 指定講習機関の名称及び住所</li> <li>二 指定を取り消し、又は講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日</li> <li>三 講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた講習の業務の範囲及びその期間</li> </ul>

出をしようとするときは、様式第七の講習業務休止（廃止）届出書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一 講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止した理由を記載した書類

二 休止し、又は廃止した講習の業務に係る帳簿の写し

2 法第十二条の二十二の経済産業省令で定める期間は、十五日とする。

（公示）

第十五条 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

<p>法第十条の二第一項第一号（法第十二条の三第一項において準用する場合を含む。）の指定をしたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 指定講習機関の名称及び主たる事務所の所在地</li> <li>二 行うことのできる講習の区分</li> <li>三 指定をした年月日</li> </ul>
<p>法第十二条の二十一第二項において準用する法第十二条の十七の規定により指定を取り消したとき、又は同条第二項の規定により講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 指定講習機関の名称及び主たる事務所の所在地</li> <li>二 指定を取り消し、又は講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日</li> <li>三 講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた講習の業務の範囲及びその期間</li> </ul>

<p>法第三十七条の規定による届出があつたとき。</p>	<p>一 指定講習機関の名称及び住所  二 休止し、又は廃止した講習の業務の範囲  三 講習の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止した年月日  四 講習の業務の全部又は一部を休止した場合にあっては、その期間</p>
<p>き。</p> <p>法第十二条の二十二の規定による届出があつたとき。</p>	<p>の期間</p> <p>一 講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止した指定講習機関の名称及び主たる事務所所在地  二 休止し、又は廃止した講習の業務の範囲  三 講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止した年月日  四 講習の業務の全部又は一部を休止した場合にあっては、その期間</p>